

消費税軽減税率制度・インボイス制度

説明会の開催について

～軽減税率制度に関する Q&A・軽減税率対策補助金ほか～

担当講師：松阪税務署担当官

年月日	会場	時間	定員
平成 31 年 1 月 25 日(金)	松阪商工会議所3F (松阪市若葉町161-2)	10:00～11:20	96名
		14:00～15:20	96名
平成 31 年 4 月 9 日(火)	松阪合同庁舎1F (松阪市高町493-6)	10:00～11:20	72名
		14:00～15:20	72名


午前午後いずれも同じ内容です。(予約不要)

なお会場の収容人数の都合上、入場が制限される場合があります。

【主催・共催】松阪税務署・松阪法人会、松阪間税会、松阪青色申告会、松阪納税貯蓄組合連合会、東海税理士会松阪支部、松阪商工会議所、三重県商工会連合会南部経営支援センター、松阪北部商工会、松阪香肌商工会、多気町商工会、明和町商工会、大台町商工会、松阪市産業支援センターほか

【お問い合わせ先】松阪税務署 法人課税第一部門 TEL 0598-52-3027

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

- 標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について
- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報

国税庁 ホームページ内 **消費税の軽減税率制度** をクリック

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。ぜひご参加ください。

■開催日時、場所については **軽減税率説明会** 検索



軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター **【専用ダイヤル】0570-030-456**
(軽減コールセンター) 《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 **【専用ダイヤル】0570-081-222**
URL <http://kzt-hojo.jp/> 《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)